

畜産施設周辺への公共施設建設について

質疑：候補地Dの北側に牛舎がある。規模が大きいのであれば万が一の家畜伝染病等への対策、影響を考慮する必要があるのではないか。

回答：伝染病が村内で発生した場合どの地区で発生したかによらず、ほぼ一律の対応になる。また、質疑のあった牛舎は村内の畜産業者のなかでも規模が小さいため、影響は少ないと考えられる。

調査対象：候補地D付近の牛舎（肉牛（繁殖・肥育）30頭ほど）

調査方法：農林水産課から県庁畜産課に聞き取り

○家畜伝染病予防法

畜産施設周辺に公共施設を建てることに法的しぼりはない。

青森県特定家畜伝染病対策マニュアルより…伝染病発生時は家畜の移動が制限される。また、発生施設から1km以内と規定の場所に車両の消毒ポイントと県の職員等が集合する集合施設が設けられる。

規定消毒ポイント及び発生時集合施設は裏面のとおり

